
健 康 教 育

動 向

現在、日本において「健康診断」や「健康教育」をめぐって大きなうねりが起きている。その象徴的なものが、平成14年3月に臨時閣議で決定され、7月26日に医療制度改革関連法案として位置づけられ成立した「健康増進法」である。12年に厚生労働省が提唱した「健康日本21」は、これまで通知レベルで普及を図っていたが、今回はそれを「法的基盤」を整備し、国民の健康づくり活動をバックアップしていこうというものである。

健康増進法では、まず「国民は、健康な生活習慣の重要性に対する関心と理解を深め、生涯にわたって、自らの健康状態を自覚するとともに、健康の増進に努めなければならないこと」とし、健康増進に向けて「国民の責務」を明記していることが大きな特徴となっている。このように早期に発見・治療するばかりでなく、個人の責任のもと（自己責任）で予防、健康づくりをすることが明確となった。そしてそれを支援するために、協会のような健康増進事業実施者は、国、都道府県、市町村、医療機関などとともに相互に連携・協力することも定められている。

とはいえ12年の内閣府による「生活習慣病に関する世論調査」では、生活習慣病という言葉の意味を理解している人は漠然と理解している人を合わせても65%弱、きちんと理解している人は30%であった。このような社会的な状況を踏まえ、健康教育活動を展開するにあたっては、自らのQOLを高めることを目的とし、生活習慣を振り返り動機付けをしていくことがまず最初の課題となつてこよう。

このような動向を踏まえ、健康教育センターでは機能を4つに整理し、健康教育活動を展開した。

広報活動

健康情報の収集・発信（提供）活動を展開し、情報センター機能の充実に努めた。また編集、出版活動として、受診者・健診団体など協会関係者に対し、予防医学や健康に関する情報を機関紙「健康かながわ」（月1回）協会の研究専門誌である機関誌『予防医学』（特集は「安全で健康な暮らしを考える」と『事業年報』（各年1回）を発行。またACクラブ「マリンプルー」、人間ドック「リズムック・ウェーブ」の各会報紙やパンフレット等の企画・作成を実施。

さらに協会のホームページの編集・運営に携わり、

14年度からのリニューアルへ向け、コンテンツの見直しを図った。

健康教育の企画・支援活動

都市型健康教育活動：健康教育活動を集客のある場に向け、広報活動を兼ねデパートやカルチャーセンターで活動を展開。

地域保健活動：県都市衛生行政協議会と県町村保健衛生連絡協議会との共催により、がん集団検診研修会を開催。また箱根町からは住民対象に「生き生き健康セミナー」と「転倒骨折予防セミナー」を委託。また昨年のセミナーのOBたちを集めたフォローアップセミナーも実施した。

産業保健活動：事業所の衛生担当者、保健師、看護師等を対象に健康管理懇談会（業務部主催）を開催。また横浜市から職員を対象に腰痛、頸肩腕教室、そして糖尿病教室の委託を受け、運動・身体活動の側面から実施を行った。さらに労務安全衛生協会・相模原支部の協力のもとTHPステップアッププランを実施した。

受診者健康講座：「自分の健康は自分で守る」ことを意識してもらおうと協会・中央診療所の受診者を対象に「わくわく講座」を毎月開催した。

これまでの実績を踏まえ、健康教育の講師の人材バンクとメニューの整備を行った。

健康づくり実践活動

健康づくり実践活動として、境界域の代謝改善と骨粗しょう症などの機能改善を目指し、「ウォーキング・クリニック」と名づけた運動療法を3段階（ベーシック、ステップアップ、フォローアップ）に分けて実施。また産業保健医局、保健相談室と連携し、生活習慣病改善プログラム教室（10回/1クール）を開催。

そのほか人間ドックのオプション「健康づくりプログラム」、産業保健分野のTHPでは健診の両輪としてヘルスケアトレーナーが健康づくりのための運動指導と処方を行っている。同時に地域、産業、学校保健分野からの健康教室など一般健康教育の講師派遣に応えた。

事務局支援活動

県下の養護教諭の自主的な研究会の「神奈川学校保健研究会」、「禁煙、分煙活動を推進する神奈川会議」の事務局活動のサポートを行った。

関係の集計表は210～214頁に掲載
